



農地の貸借が一本化されます

問 農業委員会事務局
佐賀県農業公社

☎ 0952-75-4831
☎ 0952-20-1590



佐賀県農業公社の役割が益々増大

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部が法改正され、地域計画に基づいて農地の貸借をするようになりまし。この法改正によって令和7年4月以降の農地の貸借は農地中間管理事業に一本化されます。

令和7年4月から『手数料』の負担をお願いします。

※令和7年4月1日以降に県公告で権利設定される契約が対象です

農地の貸借が一本化されることから、農業公社の賃料受払などの業務が年々増加し、数年後には3〜4倍の業務量になることが予測されています。

農地中間管理事業を持続的・安定的にご利用いただく

けるよう、利用者の一部負担をお願いします。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

手数料率
<p>出し手・受け手双方から 毎年賃料の1% + 手数料に係る消費税10%を 外税で徴収 ※耕作者の手数料は5万円 (税抜)を上限</p>

※くわしくは佐賀県農業公社ホームページをご覧ください



お知らせ

子どもの医療費助成のお知らせ

3月に中学校を卒業されたお子さん

問 福祉課子ども係

☎ 0952-75-6118



多久市では高校生年代(18歳)までの医療費助成を行っています。3月に中学校を卒業されたお子さんは、4月から子どもの医療費受給資格証が使用できません。高校生年代は、医療機関で支払った領収書を添付した申請書を提出することで、医療費の助成を受けることができます。申請などについては、ホームページでの確認またはごども係にお問い合わせをお願いします。



ふるさと振興助成金のお知らせ

問 総合政策課 地域づくり係

☎ 0952-75-2116



多久市ふるさと振興助成金は、地域づくりや地域の活性化をはかることを目的とした助成金です。

助成対象事業

- ①人材育成(地区予選を勝ち抜き全国大会へ出場する者など)
- ②伝承行事・伝承芸能
- ③地場物産や観光物産の開発
- ④地域づくりや地域活性化のために企画されたイベント

助成額

○全国大会などへの出場者に対し1人あたり2万円

○その他イベントなど

- ・事業に要する経費が100万円以下の場合
- ・申請者負担額の範囲で5万円を限度
- ・事業に要する経費が100万円を超える200万円以下の場合、申請者負担額の範囲で10万円を限度
- ・事業に要する経費が200万円を超える場合は、申請者負担額の範囲で20万円を限度

申請方法

申請書を市ホームページまたは市役所3階総合政策課で取得し、事業実施の15日前までに総合政策課へ提出してください。